

令和8年4月1日

建設現場等における遠隔臨場に関する取扱い

1 趣旨

本取扱いは、尾道市が発注する建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務において、受発注者の業務効率化を図る目的として行う遠隔臨場に関し必要な事項を定める。

2 用語の定義

遠隔臨場とは、受注者が動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）により取得した映像及び音声を利用し、遠隔地から Web 会議システム等を介して「段階確認」や「材料確認」、「立会」等を行うことをいう。

なお、上記以外（現場不一致や事故の報告等）でのモバイル端末等の活用を妨げるものではない。

3 対象工事及び業務

次に該当する工事及び業務を対象とする。

なお、通信環境が整わない現場や、工種によって不十分、非効率になることが明確な場合は、対象外とする。

(1)遠隔臨場実施工事

全ての建設工事を対象とし、受注者が希望する工事

(2)遠隔臨場実施業務

全ての測量・建設コンサルタント等業務を対象とし、受注者が希望する業務

4 遠隔臨場の適応性

遠隔臨場の実施にあたり土木工事は「遠隔臨場の適応性一覧表（案）」（広島県）、建築工事は「遠隔臨場に関する適応性一覧表」（国土交通省）を参考に、現場条件等を考慮して、受発注者間で協議の上、適応性を判断すること。

5 機器等の準備・仕様

遠隔臨場に使用する動画撮影用のカメラの機器は受注者が準備、運用するものとする。

また、利用する Web 会議システム等の仕様については、発注者が保有する機器等で動作可能であり、かつ発注者に新たな費用の負担が生じないものを受注者が選定し、事前に監督員、調査職員（以下「監督員等」という。）の了解を得るものとする。

なお、発注者側にて準備している動画撮影用のカメラや既に使用している Web 会議システム等がある場合にはこの限りではない。

また、仕様については、以下の3点をすべて満たすよう受注者が選定する。

- (1)発注者が保有するインターネット通信が可能なパソコン等で利用が可能
- (2)発注者によるソフトウェアのインストール等が不要
- (3)発注者の利用に際して費用が生じないもの

6 実施方法

(1)事前協議

受注者は、工事（業務）打合せ簿により、遠隔臨場の実施に先立ち、遠隔臨場の適用項目（遠隔臨場で確認する項目・内容）、使用する機器と仕様（使用する機種・アプリケーション又はサービス）、実施記録の方法について、監督員等と協議するものとする。

(2)施工計画書又は業務計画書への記載

受注者は、遠隔臨場の計画について、施工計画書又は業務計画書に記載し、提出する。なお、当面の間、施工（業務）計画書への記載に代えて、打合せ簿等（立会書および段階確認書）により意向の確認を行うことにより実施できるものとする。

(3)段階確認等の実施及び記録

ア 現場の確認

現場における確認箇所の位置関係等を把握するため、受注者は実施前に現場周辺の状況を説明し、監督員等は周辺の状況を把握したことを受注者に伝える。

イ 実施

受注者は、「工事（業務）名」、「工種」、「確認内容」、「設計値」、「測定値」及び「使用材料」等の必要な情報について適宜黒板等を用いて表示する。必要な情報を冒頭で読み上げ、監督員等による実施項目の確認を得ること。また、終了時には確認箇所の内容を読み上げ、監督員等による実施結果の確認を得ること。

ウ 記録

受注者は、実施したことが分かる状況の写真や通信中の監督員等の映像を含む画面キャプチャ等を記録し、工事中情報共有システム等を使用し、確認書等に添付して監督員等へ提出するものとする。

7 費用

遠隔臨場の実施に必要となる受注者の機器及び通信費については、受注者の負担とする。

8 成績評定

成績評定の対象工事にあつては、本取扱いに基づき遠隔臨場を行った場合、工事成績評定の「創意工夫」の「その他」において、加点するものとし、達成できない場合であっても減点評価しないものとする。

9 留意事項等

受注者は、実施にあたり以下に留意する。

- (1) 施工計画又は業務計画時点では想定できなかった通信機器故障の可能性があると判断された場合（例えば、夏場の気温上昇等）は、受発注者間で協議して、遠隔臨場の実施可否を検討すること。
- (2) 受注者は、被撮影者である当該現場に従事する者に対して、撮影の目的、用途等を説明し、承諾を得ること。
- (3) 動画撮影用のカメラの使用は意識が対象物に集中し、足元への注意が薄れたり、カメラの保持、操作のために両手が塞がることにより、転倒等の事故につながったりする可能性があるため、撮影しながら移動する場合は進行方向の段差・障害物の有無を確認するなど、安全対策に留意すること。
- (4) 受注者は、当該現場に従事する者のプライバシーを侵害する音声配信される場合があるため、留意すること。
- (5) 受注者は、現場外ができる限り映り込まないように留意すること。
- (6) 受注者は、公的ではない建物の内部や人物が意図せず映り込んでしまった場合は、記録映像から人物等を特定できないよう必要な措置を行うこと。
- (7) 電波状況等により遠隔臨場が中断された場合の対応について、事前に受発注者間で協議を行うこと。対応方法に関しては、確認箇所を画像・映像で記録したものをメール等の代替手段で共有し、監督職員等は机上確認することも可能とする。
なお、受発注者間で協議し、別日の現場臨場に変更することを妨げるものではない。
- (8) 受注者は、故意に不良箇所を撮影しない等の行為は行わないこと。

10 その他

この取扱いに定めのない事項については、必要に応じ受発注者間の協議により定めるものとする。